

インハウスでのデリバティブ取引について

区 分	議 決	対象範囲	全資産（伝統的資産）
エグゼクティブサマリー - 今般のGPIF法改正において、当法人が直接利用可能なデリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するとともに、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物が新たに追加された（後者は政令で規定）。これを受け、当法人において直接利用可能なデリバティブ取引として先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物を取り入れること。 - 新たに追加されたデリバティブ取引における具体的な利用用途としては、先物外国為替については為替レートの急激な変動による損失回避（例：地政学リスクへの対応等）、株価指数先物は急激な株価変動による損失回避（例：低流動性銘柄の現物株式売却時の価格変動対応等）を想定。			
バックグラウンド - 法改正前の直接利用可能な取引は、債券先物、先物外国為替（店頭デリバティブのみ）、債券オプション、通貨オプション。現状では国内債券における債券先物取引のみ利用。 - 今般法改正に際しては、平成28年2月の社会保障審議会年金部会にて、上記エグゼクティブサマリー記載の用途について議論されていたが、具体的な運用は経営委員会で議論し、業務方法書に反映することとされていた。		フィードバック期間及び検証方法 - リスク管理システム(Aladdin) で測定可能な体制を構築。 - の運用リスク管理委員会で報告。 - 四半期ごとに経営委員会に報告。	
戦略プラン - 当初段階では、利用機会・利用額を制限しつつ、現状想定されている用途に活用。 - 中長期的には、人員等体制を整備の上、関係者の理解も得つつ利用用途を多様化。		便益及びリスク - 便益：リスク管理手法の多様化 - リスク：過大なリスクテイク	
		KPI なし	
		その他 なし	

インハウスで可能なデリバティブ取引

従来より可能な取引	• 債券先物取引 • 先物外国為替取引 (店頭デリバティブ) • 債券オプション取引 • 通貨オプション取引
法令改正により可能となった取引	• 先物外国為替取引 (市場デリバティブ) • 株価指数先物取引
今後も不可能な取引	• 金利先物取引 • 商品先物取引 • 金利スワップ取引 • 通貨スワップ取引 • 株式オプション取引 等

デリバティブ取引に係るリスク管理方針（案）

①	利用機会の制限	デリバティブ取引は、保有している原資産の価格変動の危険防止若しくは軽減、保有している原資産の処分（売りヘッジ）又は原資産の取得の一時的な代替（買いヘッジ）に限定。
②	利用額の制限	デリバティブの想定元本は、売りヘッジの場合には、現在保有し、又は保有することが確定している原資産の範囲内に限ることとし、買いヘッジの場合には、現在保有し、又は保有することが確定している手元資金の範囲内に限定。
③	リスク量の測定・把握	リスク量を測定するとともに、システム（Aladdin）による監視及び当該デリバティブの運用担当者以外（運用リスク管理室）によるチェックを実施。
④	常勤の監査委員による監視	常勤の監査委員が同席する投資委員会でデリバティブの取引方針を決定し、運用リスク管理委員会でデリバティブの利用状況を報告。
⑤	経営委員会の関与	四半期ごとに経営委員会にデリバティブの利用状況を報告。

上記の方針を業務方法書に反映し、厚生労働大臣が認可